

宮城地方最低賃金審議会  
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報  
通信機械器具製造業最低賃金専門部会（第1回）議事要旨

開催日時	令和5年10月6日（金） 午前9時30分 ～ 午前11時30分		
出席状況	公益を代表する委員	出席1名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席2名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>(2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>(3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて</li> <li>(5) 関係資料の説明について</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について</li> <li>(7) 金額審議について</li> <li>(8) その他</li> </ul>		
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に柳井委員、部会長代理に熊谷委員が選出された。</li> <li>(2) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月6日とすること、了承を得た。</li> <li>(3) 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成・公開することとした。審議資料は、原則公開とした。</li> <li>(4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出はなかった旨報告された。 また、最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認めた場合はその時判断することとされた。</li> <li>(5) 関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。</li> <li>(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員から、 「電機産業は我が国の主要産業であり雇用者数のみならず、生産額・出荷額など他産業に比べウエイトが高く、地方においても重要な役割を担っている。電機産業は大手から中小まで裾野の広い産業構造であり、事業の公正競争を図るため特定最賃の適正水準への改善が不可欠。現下の第4次産業革命とも呼ばれるIoTや人工知能（AI）などの急速な発展を受けて、電機産業を支える優秀な人材の確保及び他の特定最賃との格差是正の面からも金額改正が必要。」との主張があった。</li> </ul>		

使用者代表委員からは、

「新型コロナウイルスの法的位置づけ見直しにより、経済活動は正常化しつつあるものの、宮城県の製造業は回復が遅れており、本産業においても力強さを欠いている。中小企業においては、エネルギーや原材料価格の高騰、進まない価格転嫁、人手不足など経営負担が増大し、休・廃業や倒産のリスクが高まっている。本産業においては重層的な流通段階に幅広く、多くの企業が存在しているが、最低賃金は、罰則をもって一律に適用されるものであり、最低賃金の審議にあたっては、厳しい経営環境に置かれた中小零細企業の休・廃業や倒産を招くことがないように、『事業の継続と雇用』を第一に、慎重に判断されるべきものとする。」との主張があった。

(7) 金額審議について

○労働者側より 51 円引上げ 970 円の提示。

根拠は、10 年前は地賃との優位性が 110%あったが、年々減少している。5 年かけ 110%に戻す目標のところ、現状 104.08%であり、今年度は+1%で 105%としたいため。

○使用者側より 24 円引上げ 943 円の提示。

根拠は、令和 5 年度賃金改定状況調査結果第 4 表③、製造業、男女計、B ランクの賃金上昇率が 2.6%であり、これを引上げ率としたもの。

(8) その他

事務局より、第 2 回目以降の審議日程について説明があった。